

ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストー
GS 米国フォーカス・グロース

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
米ドルクラス

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 3 期

(自:2015年 1 月 1 日)
(至:2015年12月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストーGS 米国フォーカス・グロース(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第3期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

代行協会員

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

管理会社

シーエス(ケイマン)リミテッド

ファンドの仕組みは次のとおりです。

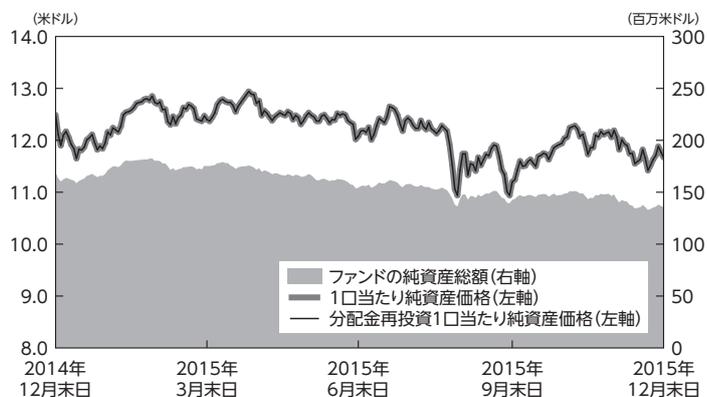
ファンド形態	ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	信託証書等に定められる方法に従い解散されない限り、信託証書の締結日から150年間
繰上償還	<p>以下の場合(ただしこれに限りません)、ファンドを終了することがあります。</p> <p>(a)永続期間(150年)満了の30日前</p> <p>(b)ファンドのすべての受益証券が買い戻された場合</p> <p>(c)ファンドの後任の投資顧問会社が任命されることなく投資顧問契約が終了した場合</p> <p>(d)後任の受託会社または管理会社が任命されることなく受託会社または管理会社が退任もしくは解任された場合</p> <p>(e)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルが受託会社に対して書面で通知した場合</p> <p>(f)ファンドの純資産価額が1億米ドル相当額を下回った場合、管理会社は投資顧問会社と協議の上、当該時点で発行済みのファンドの受益証券の全部を、当該受益証券が買い戻される営業日に計算される各クラスの受益証券一口当たり純資産価格で買い戻すことができます。この場合、少なくとも30日前までに受益者に対して通知が行われます。</p>
運用方針	ファンドは、主に、成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資顧問会社が判断する比較的少数の米国の企業を中心とした株式に投資することにより、長期的な投資元本の成長をめざします。
主要投資対象	ファンドは、主に、米国の企業を中心とした株式に投資することにより、長期的な投資目的の達成をめざします。株式には、普通株式、優先株式、ワラントおよびその他の株式を取得する権利、預託証券(DR)を含みますがこれらに限りません。また、米国の株式以外の証券等にも投資することがあります。ファンドは、通常15から20銘柄程度の比較的銘柄数の少ないポートフォリオを構築します。なお、投資顧問会社が適切と判断する場合はこの範囲を超えることがあります。
ファンドの運用方法	投資顧問会社が用いる投資手法は、独自のファンダメンタルリサーチおよび財務分析に基づくものです。個別企業の選別を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、特定の発行体の証券に投資するかどうかを判断する際には、幅広い要因を考慮しています。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50パーセントを超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加は行わないものとします。 ● 空売りされる証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。 ● ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ● 私募証券、非上場証券または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ● モーゲージ証券または不動産抵当証券担保債券への投資は行いません。 ● アセットバック証券、売掛金担保債権、社債担保証券およびローン担保証券への投資は行いません。 ● ファンドは、日本証券業協会の規則に基づき、信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資顧問会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行いません。ファンドは、一般社団法人投資信託協会の規則の第17条の2の要件を満たす「分散型」ファンドに分類されるものとし、同規則の定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーのファンドの純資産総額に対する比率は、同規則にしたがうものとします。
分配方針	原則として、年4回(毎年3月、6月、9月、12月の各10日。ただし、ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日)に収益の分配が予定されています。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。管理会社は、投資顧問会社と協議の上、分配を行わない場合があります。

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

■米ドルクラス受益証券



第2期末の1口当たり純資産価格 ^(注7)	12.49米ドル
第3期末の1口当たり純資産価格 ^(注8)	11.67米ドル(分配金額0.00米ドル)
騰落率 ^(注8)	-6.57%

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第2期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。ファンドの米ドルクラス受益証券は、当期において分配を行っていないため、分配金再投資1口当たり純資産価格の値は1口当たり純資産価格の値と同じです。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

(注7) 第2期末の1口当たり純資産価格には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づいて算出された数値が記載されており、計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引は含まれていません。

(注8) 第3期末の値は2015年12月31日現在の財務書類(監査済)の値です。また、第3期の騰落率は当該値を基に算出しています。以下同じです。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

上昇要因

エクイニクス、インターコンチネンタル・エクスチェンジ、コストコなどの株価が保有期間中に上昇したことなどが上昇要因となりました。

下落要因

PVHコープ、ケイト・スペード、ナビエントなどの株価が保有期間中に下落したことなどが、下落要因となりました。

■分配金について

当期(2015年1月1日～2015年12月末日)の1口当たり分配金(税引前)は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

■米ドルクラス受益証券

分配日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2015年3月10日	12.36米ドル	0.00米ドル (0.00%)	0.32米ドル
2015年6月10日	12.47米ドル	0.00米ドル (0.00%)	0.11米ドル
2015年9月10日	11.63米ドル	0.00米ドル (0.00%)	-0.84米ドル
2015年12月10日	11.75米ドル	0.00米ドル (0.00%)	0.12米ドル

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配日における1口当たり分配金額

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配日における1口当たり純資産価格 + 当該分配日における1口当たり分配金額

c = 当該分配日の直前の分配日における1口当たり純資産価格

(注3)米ドルクラス受益証券の分配日は3月、6月、9月および12月の各10日ですが、当期においては分配は行われませんでした。

(注4)2015年3月10日の直前の分配日(2014年12月10日)における1口当たり純資産価格は、12.04米ドルでした。

■投資環境について

米国株式市場はほぼ横ばいに推移しました。

年前半は景気回復や金融緩和継続への期待から、底堅く推移しました。しかし、夏場以降は、約10年ぶりとなる米国の利上げを控える中で原油安や中国を始めとする新興国の景気減速等、懸念材料が相次ぎ、総じて軟調な展開となりました。その後は、金融市場の混乱を背景に、早ければ9月と見られていた利上げ開始が見送られ、米国株式市場は反発し、結局前期末とほぼ同水準で期を終えました。

■ポートフォリオについて

●エクイニクス

データセンターとコロケーション・サービスの最大手のエクイニクスは、株価が大きく上昇し、当期間におけるファンドのパフォーマンスにプラス寄与となりました。1-3月期の決算が好調で、2015年通期の業績見通しを上方修正したことから上昇基調となり、1年を通して堅調に推移しました。経常的な収入ビジネスモデルを有する同社は、業界の参入障壁が高いことなどから、順調に市場シェアを獲得し、持続的な成長が続くと投資顧問会社では見ています。さらに同社は今後、クラウドサービス需要の高まるアジア市場においても、その存在感を増すことが期待されています。

●インターコンチネンタル・エクスチェンジ

証券取引所を運営するインターコンチネンタル・エクスチェンジは、1-3月期の決算において、主要指標がすべて予想を上回る堅調な結果となり、特に営業利益率の改善によってフリーキャッシュフローが大幅に改善しました。年後半も複数のM&Aを発表したことなどが市場に好感され、上昇基調となりました。目標達成に取り組む有能な経営陣が率いる同社は支配的な市場シェアを維持しており、上値余地は大きいと思われま

●PVHコープ

衣料品メーカーのPVHコープは、為替変動が業績に与える影響が懸念されたことや、米國小売環境の軟調さを示す経済指標が発表されたことを受けて、株価が下落しました。さらに、業界内における価格競争の激化や米ドル高に伴う海外利益の目減りなどが追い打ちとなり、同社の株価を押し下げ、当期間におけるファンドのパフォーマンスにマイナス寄与となりました。

●ケイト・スペード

ハンドバッグが主力のアパレルメーカー、ケイト・スペード・アンド・カンパニーは、1-3月期決算では、利益こそ予想を上回ったものの、売上高の伸び率は小幅で、全体的に期待外れなものとなったことから株価を大幅に下げました。その後も業績回復に対する期待から上昇する局面もあったものの、年末まで軟調に推移し、ファンドのパフォーマンスにマイナス寄与となりました。投資顧問会社では、同社のファンダメンタルズ（基礎的諸条件）は依然として堅調で、成長要因に変わりはないとみています。卸売事業の拡大、店舗数の拡大などにより、今後は売上高の伸びが加速し、同社の魅力的なバリエーションを支えるものと思われま

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

2016年も引き続き、米国株式市場には豊富な投資機会があるとみています。経済成長の減速に加え、バリュエーションが割安な銘柄が少数になってきていることから、株式市場から得られるリターンは過去数年間に比べて低下すると見ていますが、米国株式は他の資産クラスに比べて引き続き魅力的です。さらに、米国のGDP（国内総生産）の約7割を占める個人消費は、労働市場および住宅市場の拡大や、エネルギー価格の下落から引き続き恩恵を受けます。世界経済の減退や予期せぬ金融政策の変更など懸念材料は依然として散見されますが、米国株式市場の見通しは引き続き明るいと考えています。米国経済のファンダメンタルズの改善が続くなかで、企業は利益を留保しバランスシートに過剰なキャッシュを抱えるのではなく、設備投資や研究開発費の増加、雇用の拡大、またはM&A（企業の合併・買収）などの将来に向けた投資への積極姿勢を強めていくと考えられます。また、堅調なマクロ環境に鑑みて、現在の米国株式のバリュエーションは概ねフェアバリュー（適正水準）で、債券と比べると割安感が見られます。このような投資環境下、様々なマクロ環境の変化が与える影響に注視しつつ、企業のファンダメンタルズ分析を重視することで、着実に長期的なリターンを創出することが可能になると考えています。

今後も引き続き運用の基本方針に基づき運用を行います。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	年間37,500米ドルの固定報酬および年間17,250米ドルを上限とした変動報酬	ファンドの運営管理全般の業務に対する対価
投資顧問報酬	ファンドの純資産総額の0.85%(年率)	ファンドの運用、リスク管理等の業務に対する対価
販売会社報酬	ファンドの純資産総額の0.85%(年率)	ファンドの販売・買戻しの取扱い、受益者への通知等の業務に対する対価
代行協会員報酬	ファンドの純資産総額の0.03%(年率)	目論見書等の配布、純資産価格の公表等の業務に対する対価
受益者サービス報酬	年率0.05%または年間2万米ドルのいずれか低い方	ファンドの販売・買戻し受付業務支援等の業務に対する対価
その他の費用(当期)	0.07%	受託報酬、管理事務代行および保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬ならびに設立費用、監査費用、弁護士費用、印刷費用、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等の実費

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第3会計年度中における各月末の純資産の推移は次のとおりです。
 <米ドルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成25年12月末日)	137,128,670.08	15,049,871,541	11.06	1,214
第2会計年度末 (平成26年12月末日)	168,699,526.12	18,514,772,992	12.49	1,371
第3会計年度末 (平成27年12月末日)	135,587,814.00	14,880,762,587	11.67	1,281
平成27年1月末日	165,675,388.34	18,182,873,870	11.84	1,299
2月末日	182,357,053.75	20,013,686,649	12.77	1,402
3月末日	175,198,092.53	19,227,990,655	12.40	1,361
4月末日	171,519,489.04	18,824,263,922	12.71	1,395
5月末日	164,960,872.78	18,104,455,788	12.31	1,351
6月末日	154,393,445.57	16,944,680,651	12.08	1,326
7月末日	156,498,213.93	17,175,678,979	12.29	1,349
8月末日	147,881,981.40	16,230,047,459	11.74	1,288
9月末日	142,739,222.21	15,665,629,638	11.20	1,229
10月末日	148,877,920.63	16,339,351,789	12.06	1,324
11月末日	146,345,405.22	16,061,408,223	12.06	1,324
12月末日	135,587,814.00	14,880,762,587	11.67	1,281

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、平成28年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=109.75円によります。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。以下同じです。

(注3) 第1会計年度末および第2会計年度末には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なります。

(2) 分配の推移

<米ドルクラス受益証券>

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	0.00	0
第2会計年度	0.00	0
第3会計年度	0.00	0
平成27年6月	0.00	0
平成27年9月	0.00	0
平成27年12月	0.00	0
平成28年3月	0.00	0

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

<米ドルクラス受益証券>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	14,250,391.533 (14,250,391.533)	1,849,556.785 (1,849,556.785)	12,400,834.748 (12,400,834.748)
第2会計年度	12,746,683.314 (12,746,683.314)	11,643,811.100 (11,643,811.100)	13,503,706.962 (13,503,706.962)
第3会計年度	5,184,493.871 (5,184,493.871)	7,073,069.874 (7,073,069.874)	11,615,130.959 (11,615,130.959)

(注1) () の数は本邦内における販売口数、買戻口数または発行済口数です。

(注2) 第1会計年度におけるクラス受益証券の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。

(注3) 第1会計年度末および第2会計年度末に記載の発行済口数は、各計算期間末における1口当たり純資産価格の算出に使用されている口数であり、販売口数および買戻口数には、各計算期間の最終ファンド営業日当日に販売され買戻された口数は含まれていません。このため、財務書類上に記載されている各口数とは数値が異なる場合があります。

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成27年12月末日現在)

		米ドル (Ⅳを除く)	単位：千円 (ⅣおよびⅤを除く)
I.	資産総額	1,038,319,646	113,955,581
II.	負債総額	19,155,116	2,102,274
III.	純資産総額 (I - II)	1,019,164,530	111,853,307
IV.	発行済口数	11,615,130.959口	
V.	1口当たり純資産価格	11.67	1,281円

(注) 「Ⅳ 発行済口数」および「Ⅴ 1口当たり純資産価格」は、米ドルクラス受益証券のみ記載しています。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について平成28年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.75円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

G S 米国フォーカス・グロースの受託会社としてのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド御中

我々は、G S 米国フォーカス・グロース (以下「ファンド」という。) (ゴールドマン・サックス (ケイマン諸島) ユニット・トラストのサブ・ファンド) の投資有価証券明細表を含む、2015年12月31日および2014年12月31日現在の財政状態計算書ならびに同日終了年度の関連する包括利益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書で構成される、添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会により公布された国際財務報告基準に準拠して財務書類の作成および適正な表示について責任を負う。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正によるか誤謬によるかを問わず、選択された手続は、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断に依拠する。これらのリスク評価を行うにあたり、我々は、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮するが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであってファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、我々は、かかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣が採用した会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計の見積の合理性の評価も加え、財務書類の全体的な表示に関する評価を含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見表明のための合理的な基礎を提供するために十分かつ適切であると判断している。

意見

我々は、上記の財務書類が、国際会計基準審議会により公布された国際財務報告基準に準拠して、2015年12月31日および2014年12月31日現在のファンドの財政状態ならびに同日終了年度における運用実績、純資産の変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2016年3月29日



Independent Auditor's Report

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust

We have audited the accompanying financial statements of Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust (the "Sub-Trust") (a sub-trust of Goldman Sachs (Cayman Islands) Unit Trust), which comprise the statements of financial position, including the schedules of investments, as of 31 December 2015 and 31 December 2014, and the related statements of comprehensive income, of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units and of cash flows for the years then ended.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards promulgated by the International Accounting Standards Board; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust at 31 December 2015 and 31 December 2014, and the results of its operations, changes in its net assets, and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards promulgated by the International Accounting Standards Board.

A handwritten signature in black ink that reads "PricewaterhouseCoopers". The signature is written in a cursive, flowing style.

March 29, 2016

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(1) 貸借対照表

GS 米国フォーカス・グロース
財政状態計算書
2015年12月31日現在

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c)	1,021,198,043	112,076,485	847,374,421	92,999,343
未収金：					
配当金		275,928	30,283	318,571	34,963
投資売却		—	—	12,551,013	1,377,474
受益証券販売	3 (f), 8	16,600,000	1,821,850	13,587,661	1,491,246
その他の資産		120,011	13,171	173,597	19,052
現金および現金等価物	3 (d), 12	125,664	13,792	139,537	15,314
資産合計		1,038,319,646	113,955,581	874,144,800	95,937,392
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3 (c)	2,915	320	3,374	370
未払金：					
投資購入		17,074,813	1,873,961	11,871,474	1,302,894
受益証券買戻し	3 (f), 8	1,116,540	122,540	1,561,133	171,334
投資運用報酬	7 (a)	529,759	58,141	637,627	69,980
販売報酬	7 (d)	202,633	22,239	230,476	25,295
管理事務代行報酬	7 (c)	56,856	6,240	135,616	14,884
監査報酬		46,535	5,107	45,705	5,016
弁護士報酬		40,934	4,493	57,740	6,337
受託報酬	7 (c)	17,017	1,868	42,700	4,686
印刷費用		15,632	1,716	23,484	2,577
保管報酬	7 (c)	11,595	1,273	37,799	4,148
名義書換事務代行報酬	7 (f)	11,585	1,271	7,167	787
代行協会員報酬	7 (g)	10,863	1,192	12,073	1,325
受益者サービス報酬	7 (h)	3,342	367	3,342	367
管理報酬	7 (b)	—	—	450	49
その他の報酬		14,097	1,547	2,773	304
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		19,155,116	2,102,274	14,672,933	1,610,354
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		1,019,164,530	111,853,307	859,471,867	94,327,037

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益計算書

GS米国フォーカス・グロース
包括利益計算書
2015年12月31日終了年度

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取利息	3 (b)	49,402	5,422	8,236	904
受取配当金	3 (b)	14,555,406	1,597,456	10,618,034	1,165,329
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純(損)益:					
投資		17,172,823	1,884,717	68,525,458	7,520,669
外国為替契約		(319,354)	(35,049)	(2,235,282)	(245,322)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現(損)益の純変動:					
投資		(64,073,006)	(7,032,012)	41,436,093	4,547,611
外国為替契約		119,809	13,149	599,825	65,831
純収益／(損失)		(32,494,920)	(3,566,317)	118,952,364	13,055,022
運営費用					
投資運用報酬	7 (a)	3,391,419	372,208	5,061,797	555,532
販売報酬	7 (d)	1,352,131	148,396	1,449,729	159,108
管理事務代行報酬	7 (c)	327,906	35,988	282,929	31,051
受託報酬	7 (c)	102,726	11,274	95,263	10,455
保管報酬	7 (c)	71,167	7,811	81,325	8,925
設立費用	3 (b)	53,294	5,849	53,338	5,854
代行協会員報酬	7 (g)	47,722	5,237	51,167	5,616
監査報酬		46,010	5,050	51,884	5,694
管理報酬	7 (b)	40,200	4,412	16,508	1,812
弁護士報酬		30,000	3,293	26,568	2,916
名義書換事務代行報酬	7 (f)	27,865	3,058	38,988	4,279
受益者サービス報酬	7 (h)	19,779	2,171	19,889	2,183
印刷費用		16,776	1,841	30,701	3,369
募集費用	3 (b)	—	—	16,755	1,839
その他の費用		17,491	1,920	7,769	853
運営費用合計		5,544,486	608,507	7,284,610	799,486
運営による純利益／(損失)		(38,039,406)	(4,174,825)	111,667,754	12,255,536
財務費用:					
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	25,053,583	2,749,631	15,533,448	1,704,796
税引前分配金控除後利益／(損失)		(63,092,989)	(6,924,456)	96,134,306	10,550,740
税金		(4,366,672)	(479,242)	(3,185,410)	(349,599)
運営による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(67,459,661)	(7,403,698)	92,948,896	10,201,141

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

GS米国フォーカス・グロース
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
 2015年12月31日終了年度

	注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		859,471,867	94,327,037	857,349,954	94,094,157
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	568,476,541	62,390,300	536,431,576	58,873,365
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額合計	8	(341,324,217)	(37,460,333)	(627,258,559)	(68,841,627)
運営による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(67,459,661)	(7,403,698)	92,948,896	10,201,141
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		1,019,164,530	111,853,307	859,471,867	94,327,037

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

GS米国フォーカス・グロース
キャッシュ・フロー計算書
2015年12月31日終了年度

注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運営活動によるキャッシュ・フロー				
運営による買戻可能参加 受益証券保有者に帰属す る純資産の変動額	(67,459,661)	(7,403,698)	92,948,896	10,201,141
調整：				
現金に係る為替差（損） 益	(4,323)	(474)	(90,921)	(9,979)
参加受益証券保有者に対 する分配金	3 (g), 10 25,053,583	2,749,631	15,533,448	1,704,796
受取利息	3 (b) (49,402)	(5,422)	(8,236)	(904)
受取配当金	3 (b) (14,555,406)	(1,597,456)	(10,618,034)	(1,165,329)
税金	4,366,672	479,242	3,185,410	349,599
合計	(52,648,537)	(5,778,177)	100,950,563	11,079,324
運営資産の純（増加）／ 減少額：				
未収金：				
投資売却	12,551,013	1,377,474	(12,551,013)	(1,377,474)
費用払戻し	3 (b) —	—	70,858	7,777
その他の資産	53,586	5,881	70,092	7,693
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	(173,823,622)	(19,077,143)	(17,080,900)	(1,874,629)
運営負債の純増加／（減 少）額：				
未払金：				
投資購入	5,203,339	571,066	(18,767,448)	(2,059,727)
投資運用報酬	7 (a) (107,868)	(11,839)	(494,470)	(54,268)
管理事務代行報酬	7 (c) (78,760)	(8,644)	60,918	6,686
販売報酬	7 (d) (27,843)	(3,056)	(42,461)	(4,660)
保管報酬	7 (c) (26,204)	(2,876)	16,101	1,767
受託報酬	7 (c) (25,683)	(2,819)	24,965	2,740
弁護士報酬	(16,806)	(1,844)	11,517	1,264
印刷費用	(7,852)	(862)	10,560	1,159
代行協会員報酬	7 (g) (1,210)	(133)	3,997	439
管理報酬	7 (b) (450)	(49)	(61,800)	(6,783)
受益者サービス報酬	7 (h) —	—	(3,397)	(373)
監査報酬	830	91	6,704	736
名義書換事務代行報酬	7 (f) 4,418	485	4,791	526
その他の報酬	11,324	1,243	2,468	271
損益を通じて公正価値で 測定する金融負債	(459)	(50)	(533,761)	(58,580)
運営活動により生じた／ （に使用した）現金	(208,940,784)	(22,931,251)	51,698,284	5,673,887
利息の受取額（税控除後）	3 (b) 49,352	5,416	8,236	904
配当金の受取額（税控除 後）	3 (b) 10,231,427	1,122,899	7,351,014	806,774
運営活動により生じた／ （に使用した）現金純額	(198,660,005)	(21,802,936)	59,057,534	6,481,564

注記	2015年12月31日		2014年12月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
財務活動による				
キャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の発行による受取額	542,136,619	59,499,494	544,496,106	59,758,448
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額	(341,768,810)	(37,509,127)	(625,733,394)	(68,674,240)
参加受益証券保有者に対する分配金	(1,726,000)	(189,429)	(3,240,000)	(355,590)
財務活動により生じた／（に使用された）現金純額	198,641,809	21,800,939	(84,477,288)	(9,271,382)
現金に係る為替差（損）益	4,323	474	90,921	9,979
現金の純増（減）額	(13,873)	(1,523)	(25,328,833)	(2,779,839)
期首における現金および現金等価物	139,537	15,314	25,468,370	2,795,154
期末における現金および現金等価物	125,664	13,792	139,537	15,314
非現金取引				
分配金の再投資	23,327,583	2,560,202	12,293,448	1,349,206

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

G S 米国フォーカス・グロース
財務書類に対する注記
 2015年12月31日終了年度

1. 組織

G S 米国フォーカス・グロース（以下「ファンド」という。）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「受託会社」という。）とシーエス（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「管理会社」という。）との間の、2013年3月11日付信託証書に対する追補である2013年11月29日付の補遺信託証書によって設立されたケイマン諸島のユニット・トラストであるゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）の個別のサブ・ファンドである。

ファンドの関係会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）は、投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従い投資顧問会社として従事している。投資顧問会社は、その投資に関連するファンドの日々の運用状況を監督し、モニターする責任を負う。投資顧問会社は、マスター・インターカンパニー・サブアドバイザー・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory Agreement）およびマスター・インターカンパニー・サブアドバイザー・アンド・パーティシペーティング・アフィリエート・サービシズ・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory and Participating Affiliate Services Agreement）（以下総称して「副投資顧問契約」という。）に従い、関係会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）を副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約の下、GSAMIはファンドに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、ファンドに代わってすべての取引を実行・管理している。

ファンドおよびファンドのクラスは以下の日に運用を開始した。

受益証券のクラス	運用開始日
クラス I（半期分配型）（米ドル）受益証券	2013年3月28日
クラス IO（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年5月23日
米ドルクラス受益証券	2013年8月2日
クラス P（累積投資型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラス P（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラス I（累積投資型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラス I（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラス F（半期分配型）（日本円）受益証券	2013年9月30日
クラス F（半期分配型）（日本円ヘッジ）受益証券	2013年9月30日

財務書類は、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。投資顧問会社は、当該通貨が、ファンドの対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表わしていると思料する。

2. 投資目的

ファンドの投資目的は、主に、成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資顧問会社が判断する比較的少数の米国の企業の株式を中心に、直接的または間接的に投資することにより、長期的な投資元本の成長をめざすことである。

3. 重要な会計方針の概要

(a) 財務書類

財務書類作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブを含む）の再評価による修正が加えられている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。

i. ファンドが早期適用した基準、修正基準および解釈指針

ファンドが早期適用した基準、修正基準および解釈指針はない。

ii. 2015年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、ファンドが適用している基準、修正基準および解釈指針

ファンドが適用した基準、修正基準および既存の基準に対する解釈指針はなかった。

iii. 効力が生じておらず、ファンドが早期適用していない基準、修正基準および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、事業体による、いくつかのハイブリッド契約を含む金融資産および負債の分類方法および測定方法について規定している。当該基準により、国際会計基準第39号（以下「IAS第39号」という。）の要件と比較し、金融資産の分類および測定に関するアプローチが改善および簡素化されている。金融負債の分類および測定に関するIAS第39号の要件の大部分は、変更なく引き継がれている。当該基準は、金融資産の分類に対し一貫したアプローチを採用し、それぞれに分類基準があったIAS第39号における金融資産の多くのカテゴリーを置き換えている。経営陣は、IFRS第9号の採用が、ファンドに与える影響を現在評価中である。

ファンドに重大な影響を及ぼすと予想される効力を生じていないその他の基準、解釈指針または既存の基準に対する修正はない。

(b) 投資取引、関連投資収益および運営費用

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は先入先出法（以下「FIFO」という。）に基づく。受取配当金および支払分配金は分配落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の増加、ならびにプレミアムの償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、包括利益計算書において源泉徴収税控除前（課税される場合）の総額ベースで認識および表示される。

運営費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

ファンドは、すべての募集および設立費用ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じる当初費用および継続的費用を負担することになる。かかる費用には、印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、募集契約および関連書類の検討に関連して生じる費用ならびにファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、総販売会社および管理事務代行会社によるその他の費用が含まれる。ファンドの募集および設立費用は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度の包括利益計算書に開示されている。

投資顧問会社は、いずれの受益証券クラスについても、月次ベースまたは年次ベースでファンドが負担する費用の金額に任意で50ベース・ポイントの上限（投資顧問報酬、販売報酬および代行協会員報酬を除く。）を設けている。かかる費用上限は、投資顧問会社の単独の裁量によりいつでも引き上げ、引き下げ、放棄または廃止することができる。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

i 分類

当初、ファンドは I A S 第39号「金融商品：認識および測定」を適用し、トレーディング目的保有として、または損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債として、すべての有価証券およびデリバティブ投資を指定した。

トレーディング目的で保有する金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買戻す目的で取得または生じた金融資産または金融負債である。デリバティブもまた、トレーディングまたはヘッジ目的で保有する金融資産または金融負債として分類されている。

公正価値で測定されない金融資産には、ブローカーに対する一定の債権、受益証券販売未収金およびその他の未収金が含まれる。公正価値で測定されない金融負債には、ブローカーに対する一定の債務、受益証券買戻未払金、その他の未払金および買戻可能参加受益証券から生じた金融債務が含まれる。

ii 認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、ファンドが当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準で認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、およびファンドが所有によるリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合、金融資産の認識は中止される。

iii 公正価値測定の原則

公正価値で測定する金融資産および金融負債は、I A S 第39号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格（公正価値）で計上され、当初の認識後は公正価値で測定される。公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した年度の包括利益計算書に表示される。

受取勘定に分類される金融資産がある場合は、減損控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行し

た買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受領するであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格である。活発な市場で取引されている金融資産および負債（公開取引されているデリバティブおよびトレーディング有価証券など）の公正価値は、期末日の取引終了時点における取引市場価格に基づく。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の原則に従い決定される。

(iii 1) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式からなる、取引所で取引されている金融投資の公正価値は、期末日現在の取引市場価格（見積将来取引費用控除前）に基づく。

(iii 2) マネー・マーケット商品

マネー・マーケット商品は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

(iii 3) 集団投資スキームの持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に記載されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従って、そのファンドの管理事務代行会社により提供される受益証券1口当たり純資産価格（以下「NAV」という。）に基づいている。

(iii 4) デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、裏付けとなる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組合せから派生した金融商品である。デリバティブは、しばしば店頭（以下「OTC」という。）デリバティブと称される取引所以外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品またはコモディティを売買する、あるいは想定元本または契約額に基づいて利息の受払いまたは通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書に金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に未実現利益／（損失）の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時または定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(iii 4 a) 先渡為替契約

先渡為替契約において、ファンドは、将来の特定の日付に、定められた量のある通貨をあらかじめ定められた価格で受取りまたは受渡して他の通貨と交換することに同意する。想定元本、決済日、取引相手方および差金決済権が同じ先渡為替契約の購入および売却は、一般に相殺され（これにより、その取引相手方との正味先渡為替契約はゼロとなる）、実現損益はすべて取引日に認識される。

先渡為替契約の公正価値は、想定元本、通貨および満期日が同じ新規の先渡為替契約が、これらの通貨が取引されている主たる為替市場の営業終了時点で成立し得る価格に基づいている。その結果生じる未実現損益はすべて包括利益計算書に計上される。

(iii 5) すべての有価証券およびデリバティブ

第三者の値付機関またはディーラーから取引市場価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなす場合、投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。評価方法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券およびデリバティブは、受託会社によって任命され、かつ保管会社によって承認された者（以下「評価者」という。）により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。適用される法律に従い、投資顧問会社／副投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした評価者となる。2015年12月31日および2014年12月31日終了年度中の評価者は、ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネージメント・ディビジョン「IMD」コントローラーズ・グループであった。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度中に、評価者が公正価値を決定するために用いられた有価証券はなかった。

iv 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動（もしあれば）は、報告期間の期首に生じたとみなされる。

(d) 現金および現金等価物

定期預金および譲渡性預金証書を含む現金および現金等価物（既知の金額に容易に換金可能であり、かつ価値の変動リスクが僅少な短期で流動性の高い投資）は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

	現金 (米ドル)	定期預金 (米ドル)	現金および現金等価物合計 (米ドル)
2015年12月31日	215	125, 449	125, 664
2014年12月31日	83, 651	55, 886	139, 537

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。ファンドの外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実勢為替レートでファンドの機能通貨に換算される。

換算から生じる換算差額ならびに資産および負債の売却または清算に係る実現損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資に係る為替差損益および現金を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の投資に係る実現純利益／（損失）または投資に係る未実現利益／（損失）の純変動額に反映される。

(f) 買戻可能受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日においてファンドの純資産における受益者の持分投資割合の現金で買戻す権利を受益者に提供する。IAS第32号に準拠し、同一の特性を有していない買戻可能参加受益証券は、買戻価格で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

(g) 買戻可能受益証券保有者に支払われる分配金

買戻可能参加受益証券保有者に対する分配金宣言額は、投資顧問会社の裁量ではなく正式に承認された時点で包括利益計算書に認識される。分配金は包括利益計算書に財務費用として認識され、ファンドのプット可能な金融商品は負債として分類される。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルを以下に示す。

- レベル1 – 同一の制限のない資産または負債について、測定日に入手可能な活発な市場における無調整の相場価格。
- レベル2 – 活発でない市場における相場価格、または重要なインプットが直接的にまたは間接的に観察可能（類似証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限らない。）な金融商品。これには、公正価値測定を決定する評価者の仮定が含まれる。
- レベル3 – 重要な観察不可能なインプット（公正価値測定を決定する評価者の仮定を含む。）を必要とする価格または評価額。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不可能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

以下の表は、公正価値で認識する金融資産および金融負債を、前述の3つのレベル別に分析している。

公正価値で測定する金融資産

2015年12月31日

	2015年12月31日現在			公正価値測定 合計 米ドル
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
普通株式	976,719,015	—	—	976,719,015
投資信託	44,352,994	—	—	44,352,994
先渡為替契約	—	126,034	—	126,034
合計	1,021,072,009	126,034	—	1,021,198,043

公正価値で測定する金融負債

2015年12月31日

	2015年12月31日現在			公正価値測定 合計 米ドル
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	2,915	—	2,915
合計	—	2,915	—	2,915

公正価値で測定する金融資産

2014年12月31日

	2014年12月31日現在			公正価値測定 合計 米ドル
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
普通株式	847,363,609	—	—	847,363,609
先渡為替契約	—	10,812	—	10,812
合計	847,363,609	10,812	—	847,374,421

公正価値で測定する金融負債

2014年12月31日

	2014年12月31日現在			公正価値測定 合計 米ドル
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	—	3,374	—	3,374
合計	—	3,374	—	3,374

有価証券の特徴に関する詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度中、公正価値で計上された資産および負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金等価物ならびに現金当座借越はレベル1に分類される。公正価値で測定されないが公正価値が開示されるその他のすべての資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の詳細については注記3を参照のこと。

買戻可能参加受益証券のプット可能な価額は、ファンドの英文目論見書に従い、ファンドの資産総額とその他すべての負債との差額純額に基づき計算される。当該受益証券は、活発な市場で取引されていない。受益証券は受益者の意向で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額の受益証券の割合に等しい現金でいずれの取引日においてもファンドに戻すことができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。公正価値は、要求払い金額（当該金額の支払いを要求できる最初の日から割引される）に基づいている。この事例の割引に対する影響は重大ではない。レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. 金融資産および負債の相殺

デリバティブ

ファンドの取引相手方リスクの軽減に有用である契約上の権利をより明確に定義し、かつ当該権利を保証するため、ファンドは、デリバティブ契約の取引相手方と国際スワップ・デリバティブ協会マスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似の契約を締結することができる。ISDAマスター・アグリーメントは、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するファンドと取引相手方との二当事者間の契約で、とりわけ債務不履行事由および／または解約事由の担保差入条件およびネットティング条項を一般的に含んでいる。ISDAマスター・アグリーメントの条項は、通常、債務不履行または取引相手方の倒産あるいは支払不能状態を含む類似の事由が生じた場合に支払純額の1本化（一括清算ネットティング法）を認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブとは異なる。証拠金要件は、商品の種類に対する契約に従い、上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算されるスワップ）についてブローカーまたは決済機関によって設定される。ブローカーは、特定の状況下において、最低額を超える証拠金を要求できる。担保の条件は、店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび特定のスワップ）に対し個別の契約である。ISDAマスター・アグリーメントの下で取引されるデリバティブについて、担保要件は、通常、かかる契約の下で取引ごとに値洗い金額を相殺すること、ならびにファンドおよび取引相手方によって差入れられている担保の評価額を比較することで計算される。さらに、ファンドは、店頭取引の確認書において概要が説明されている条件で、取引相手方に当初証拠金の形態で追加担保の差入れを求められることがある。

財務報告の目的のため、ファンドの債務をカバーするために差入れられた現金担保および取引相手から受領した現金担保（もしあれば）は、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書に個別に報告される。ファンドが差入れた非現金担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に記載され

る。一般に、取引相手方に対する債権または債務の金額は、引渡し要求がなされる前に、最低引渡担保額の極度額を超えていなければならない。取引相手方がファンドに支払うべき金額が、完全に担保されていない範囲について、契約上またはその他の方法で、ファンドは取引相手方の債務不履行による損失リスクを負担する。ファンドは、優良であると確信する取引相手方と契約を締結し、かつ当該取引相手方の財政の安定性を監視することでのみ取引相手方リスクを緩和するよう努める。

さらに、資産および負債の純額決済ならびに差入担保または受領担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントあるいは類似の契約において契約上の純額決済／相殺の条項に基づいている。しかし、取引相手方の債務不履行または倒産状態が生じた場合、裁判所が、かかる権利については特定の管轄区の破産法が課される相殺権に対して制限または禁止しているため、法的強制力はないと判断することがある。

6. 税金

現在ケイマン諸島には、ファンドの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年の間、所得や資本資産、利益または評価益に係る税金、あるいはその他の遺産税または相続税の性質を有する税金を課す、その後制定されたケイマン諸島の法律が、ファンドを構成する資産またはファンドで発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託会社または受益者に適用されない旨の信託法（改正）第81条に基づく保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領している。

ファンドは現在、特定の国による投資収益およびキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税が発生している。かかる所得または利益は、包括利益計算書において源泉徴収税の総額で計上される。源泉徴収税は、包括利益計算書の個別項目として表示される。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、以下の残高で税金が構成されていた。

	2015年 (米ドル)	2014年 (米ドル)
配当税	4,366,622	3,185,410
利子税	50	—
合計	4,366,672	3,185,410

ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に所在する事業体が発行する有価証券に投資する。かかる諸外国の多くは、ファンドのような非居住者に対し、キャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示唆する税法を有する。特に、かかるキャピタル・ゲイン税は、自己評価基準で決定することを要求されるため、当該税金は、ファンドのブローカーにより源泉徴収ベースで控除されないことがある。

管轄の税務当局がすべての事実および状況について十分認識していることを前提に、諸外国の税法が、当該国を源泉とするファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債を見積もることを要求する場合には、ファンドは、IAS第12号「法人所得税」に準拠して、税金負債を認識することが要求される。

税金負債は、報告期間末までに適用されるか、または実質的に適用されている税法および税率を使用して、管轄税務当局に支払われる予定額で算定される。オフショア投資ファンドに適用される当該税法の適用方法が、ときに不確実な場合があり、税金負債がファンドにより最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を算定する際に、経営陣は、管轄税務当局の公式または非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税に影響を及ぼす可能性がある関連するすべての事実および状況を検討する。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、ファンドは、外国キャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーを該当なしで算定した。かかる算定は、経営陣が行う最善の見積りを示しているが、見積額は最終的に支払う金額とは異なることがある。

7. 重要な契約および関連会社

(a) 投資顧問報酬および副投資顧問報酬

投資顧問契約の規定に基づき、受託会社は、投資顧問会社に対して、ファンドの資産から報酬を支払う。かかる報酬は、月の最終営業日に決定され、該当月中の発行、買戻しおよび分配金を反映するために調整した上で、ファンドの報酬が生じる受益証券の平均純資産価額に基づいて日々発生し、毎月後払いで支払われる。投資顧問会社または受託会社の同意を条件に、投資顧問会社または受託会社は、報酬を放棄する権利、より多額のもしくは少額の報酬を課す権利、または投資顧問報酬のすべてもしくは一部を、投資顧問会社、受託会社、および適切な受益者もしくは今後発行される受益証券クラスにより認められる、投資顧問会社の関連会社を含む受益者に割り戻す権利を留保する。

ファンドごとの投資顧問報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度の包括利益計算書に開示されている。下表は、報酬が生じる受益証券の料率を規定している。

受益証券のクラス	報酬年率%
G S 米国フォーカス・グロース	
クラス I O (毎月分配型) (米ドル) 受益証券	0.00
クラス I (累積投資型) (米ドル) 受益証券	0.80
クラス I (毎月分配型) (米ドル) 受益証券	0.80
クラス I (半期分配型) (米ドル) 受益証券	0.80
米ドルクラス受益証券	0.85
クラス P (累積投資型) (米ドル) 受益証券	1.25
クラス P (毎月分配型) (米ドル) 受益証券	1.25
クラス F (半期分配型) (日本円) 受益証券	0.65
クラス F (半期分配型) (日本円ヘッジ) 受益証券	0.65

受益証券クラスについてファンドが支払う投資顧問報酬は、公式であるかないかにかかわらず、投資顧問会社が適切とみなす適用ある測定日に第三者によって決定された為替レートに基づき米ド

ルで支払われる。

通常の運用活動において、ファンドは、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関連会社と有価証券、通貨またはその他の投資の取引を締結することがある。2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、ゴールドマン・サックスの関連会社と締結した取引に関連して支払われた報酬は、それぞれ0米ドルおよび4,636米ドルであった。

ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。）に投資することがある。これは、副投資顧問会社が主催する集団投資スキームであり、2003年欧州連合規則（改訂済）に基づき、譲渡可能証券への集合投資事業として金融規制当局によって組織されている。ファンドは、リキッド・リザーブズ・ファンドによって支払われるすべての報酬の投資割合に応じた部分を負担する。

(b) 管理報酬

管理会社、あるいは権限を委譲された場合は、投資顧問会社、総販売会社または代行協会員は、(i) ファンドの資産を管理し、(ii) 募集を受けて受益証券を発行し、(iii) 受益証券に係る分配を行い、(iii) 受益証券の買戻しを実行し、(iv) 金融商品取引法に基づく提出および報告を行い、(v) その他、信託証書に記載されている、もしくはファンドの運用に関連して要求されることがある義務を履行し、対応する。

管理会社は、投資判断を行う権限とファンドに適用される投資制限等の義務を投資顧問会社に委譲し、他の一部の機能を投資顧問会社、総販売会社、日本における販売会社および代行協会員に委譲する予定である。

管理会社は、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドによって最終的に保有されている。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に従い、ケイマン諸島の金融庁によって発行された信託業務免許を有する。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドは、インタートラスト・グループの一員である。

ファンドは管理会社に対して、ファンドの資産から、年間37,500米ドルの固定報酬を毎年前払いで支払うほか、年間17,250米ドルを上限とするファンドに課される追加の変動報酬を四半期ごとに後払いで支払う。管理会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、ファンドの資産からのみ、払い戻しを受けることになる。かかる報酬は、通知することなく変更されることがある。

管理報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および／またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社（その役割により、以下「管理事務代行会社」およびその役割により、以下「保管会社」という。）（総称して、以下「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」という。）ならびにそれぞれの委託

先は、ファンドの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービス報酬およびその他の報酬が支払われる。かかる取決めは、ファンドの純資産総額が規定の閾値を下回る場合に適用する最低報酬額を規定する。受託会社、保管会社および管理事務代行会社は、その義務の履行に関連して立て替えた経費について、ファンドの資産からのみ、払い戻しを受ける。かかる報酬の取決めは、ファンドの信託証書の規定に従って、または随時、通知することなく（規定通りに）各契約の当事者間による合意に従って変更されることがある。

受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

(d) 販売報酬

管理会社は、総販売契約（以下「総販売契約」という。）に従い、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを受益証券の総販売会社に任命した（その役割により、以下「総販売会社」という。）。ファンドは総販売会社に対して、ファンドの資産からのみ、副販売会社を通じて保有されている米ドルクラス受益証券保有高の月中における（日々の純資産価額を基準とする）平均価値の年率0.85%に相当する、毎月計算されて後払いされる報酬を支払うことになる。

総販売会社に支払われた報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

(e) 副販売報酬

報酬が生じる受益証券の発行には、販売手数料が課され、発行が行われた際に総販売会社または副販売会社に支払われる。かかる料率は、購入価格に対する下記の料率、または、裁量により、総販売会社もしくは副販売会社および該当する受益者により合意されたより低い金額とする。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、米ドルクラス受益証券はファンド以外に支払われる4%を上限とする販売手数料を課された。

(f) 登録・名義書換事務代行報酬

RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーは、ファンドの登録・名義書換事務代行会社として従事する。登録・名義書換事務代行会社には、ファンドの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービス報酬およびその他の報酬が支払われる。かかる取決めは、ファンドの純資産総額が規定の閾値を下回る場合に適用する最低報酬額を規定する。登録・名義書換事務代行会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、ファンドの資産からのみ、払い戻しを受けることになる。登録・名義書換事務報酬契約およびファンドが負担し、登録・名義書換事務代行会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、随時、投資顧問会社および代行協会の同意の上、登録・名義書換事務代行会社および受託会社による合意に従って、変更されることがある。

登録・名義書換事務代行会社に支払われた報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

(g) 代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約（以下「代行協会員契約」という。）に従い、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本証券業協会（以下「JSDA」という。）によるファンドの「代行協会員」として従事するよう任命している（以下「代行協会員」という。）。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務に従事している。代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本の法律の中でも特に日本証券業協会が採用している外国証券の取引に関する規則を遵守するために代行協会員を任命している。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、ファンドの純資産価額の公表およびファンドの財務書類の日本国内での提供を含む、JSDAによる当該規則および代行協会員契約で規定されているこうした活動について責任を負うことになる。

ファンドは代行協会員に対して、米ドルクラス受益証券に関するファンドの資産からのみ報酬を支払う。また、ファンドは要求があれば、代行協会員が代行協会員としての役割において実施したサービスに関連して合理的な範囲で立て替えた経費を支払うことになる。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、米ドルクラス受益証券はそれぞれ0.03%を上限とする代行協会員報酬を課された。代行協会員報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

(h) 受益者サービス報酬

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、受益者サービス代行会社として従事する。ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とする報酬または年間20,000米ドルの報酬のいずれか低い報酬額で、ファンドに受益者サービスを提供する。これらのサービス報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度それぞれについて包括利益計算書に開示されている。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

募集される受益証券の当初申込最低額は、クラス I（累積投資型）（米ドル）受益証券、クラス I（毎月分配型）（米ドル）受益証券、クラス I（半期分配型）（米ドル）受益証券が5,000,000米ドル、クラス IO（毎月分配型）（米ドル）受益証券が10米ドル、クラス P（累積投資型）（米ドル）受益証券、クラス P（毎月分配型）（米ドル）受益証券が100,000米ドル、米ドルクラス受益証券が10米ドル、クラス F（半期分配型）（日本円）受益証券およびクラス F（半期分配型）（日本円ヘッジ）受益証券が50,000,000米ドルである。

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券1口当たり純資産価格で販売のための募集が行われる。

以下は、ファンドの受益証券の変動を要約したものである。

受益証券口数

	クラスF (半期分配型) (日本円ヘッジ)	クラスF (半期分配型) (日本円)	クラスI (半期分配型) (米ドル)	クラスI (累積投資型) (米ドル)	クラスI (毎月分配型) (米ドル)
2013年12月31日現在残高	2,656,353,173	53,717,878,383	2,000,000	10,000	10,000
買戻可能参加受益証券の発行	401,563,216	8,588,303,263	—	—	10
買戻可能参加受益証券の買戻し	(1,934,462,738)	(36,048,814,618)	—	—	—
2014年12月31日現在残高	1,123,453,651	26,257,367,028	2,000,000	10,000	10,010
買戻可能参加受益証券の発行	64,287,264	1,335,272,722	—	6,042,508	—
買戻可能参加受益証券の買戻し	(593,892,637)	(13,169,225,042)	—	(107,260)	—
2015年12月31日現在残高	593,848,278	14,423,414,708	2,000,000	5,945,248	10,010

受益証券口数

	クラスIO (毎月分配型) (米ドル)	クラスP (累積投資型) (米ドル)	クラスP (毎月分配型) (米ドル)	米ドルクラス 受益証券
2013年12月31日現在残高	6,286,374	155,619	10,000	12,528,436
買戻可能参加受益証券の発行	25,321,252	—	—	12,619,082
買戻可能参加受益証券の買戻し	(4,917,903)	(9,872)	—	(11,643,811)
2014年12月31日現在残高	26,689,723	145,747	10,000	13,503,707
買戻可能参加受益証券の発行	34,216,616	38,898	—	5,184,494
買戻可能参加受益証券の買戻し	(7,068,598)	(85,978)	—	(7,073,070)
2015年12月31日現在残高	53,837,741	98,667	10,000	11,615,131

9. 受益証券1口当たり純資産価格

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取る、あるいは支払われる対価は、取引日現在のファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格の価値に基づく。

ファンドのそれぞれの発行済受益証券クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

2015年12月31日

受益証券クラス	純資産価額 (米ドル)	受益証券1口当たり純資産価格 (米ドル)
クラスF (半期分配型) (日本円ヘッジ)	5,742,312	0.0097
クラスF (半期分配型) (日本円)	170,204,123	0.0118
クラスI (半期分配型) (米ドル)	19,951,532	9.976
クラスI (累積投資型) (米ドル)	72,895,027	12.261
クラスI (毎月分配型) (米ドル)	122,609	12.248
クラスIO (毎月分配型) (米ドル)	613,343,151	11.392
クラスP (累積投資型) (米ドル)	1,196,658	12.128
クラスP (毎月分配型) (米ドル)	121,304	12.130
米ドルクラス受益証券	135,587,814	11.673

2014年12月31日

受益証券クラス	純資産価額 (米ドル)	受益証券1口当たり純資産価格 (米ドル)
クラスF (半期分配型) (日本円ヘッジ)	11,503,929	0.0102
クラスF (半期分配型) (日本円)	326,422,593	0.0124
クラスI (半期分配型) (米ドル)	22,685,658	11.343
クラスI (累積投資型) (米ドル)	128,803	12.880
クラスI (毎月分配型) (米ドル)	128,803	12.867
クラスIO (毎月分配型) (米ドル)	329,463,975	12.344
クラスP (累積投資型) (米ドル)	1,865,361	12.799
クラスP (毎月分配型) (米ドル)	128,008	12.801
米ドルクラス受益証券	167,144,737	12.378

希薄化の調整

発行または買戻しが行われる取引日において、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価格に希薄化の調整を適用するため、現在の市況およびファンドの規模に関連する受益者または潜在的な受益者により要求される発行または買戻しレベルを含むがこれらに限定されない要因を（適切であるとみなす合理的な要因に基づき）判断することがある。かかる調整は、関連する受益証券クラスの純資産価格を調整することにより、ファンドの対象となる投資取引の見積取得原価を現在の受益者に提供し、ファンドの長期保有の受益者を継続的な発行および買戻し取引に関連する原価から保護することを意

図している。希薄化の調整には、ファンドの投資にかかる取引スプレッド、取引の結果生じる義務および変動の評価を考慮し、市場の影響に対する引当金も含まれる。希薄化の調整は、これらの要素の変動によって随時変更されることがある。

ファンドの受益証券取引は、希薄化の調整の対象となることがある。2015年12月31日および2014年12月31日現在、ファンドは希薄化の調整を行わなかった。

10. 分配金

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産が、金融負債に分類された際に、投資顧問会社の選択により分配が実施され、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度に宣言され支払われた分配金は、包括利益計算書に開示されている。

11. 金融投資および関連リスク

ファンドの投資活動により、ファンドは、ファンドが投資する金融投資および市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。これは、デリバティブとデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。ファンドの投資ポートフォリオは、当期間において、株式およびデリバティブ投資からなる。受託会社は、ファンドの投資リスクを管理するため副投資顧問会社を任命している。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの副投資顧問会社によって決定され、副投資顧問会社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。副投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

ファンドに関して採用しているリスク管理方針の詳細は、以下に詳述される。

(a) 市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- 金利リスクは、多様なイールド・カーブの水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別の株式、エクイティ・バスケット、株式インデックスおよびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資のリスクとリターンの目標による。

市場リスクは、リスク予算編成の原則の適用を通じて管理される。副投資顧問会社は、リスク予

算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、副投資顧問会社に取り上げた市場リスクを独立的にモニター、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度のモニターおよびトラッキング・エラーを含む複数のリスク・メトリックスを使用して市場リスクをモニターする。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。すべての株式、集団投資スキームおよびデリバティブ投資は、別々に開示されている。

(i) 通貨リスク

ファンドは、金融投資を行い、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建てへの投資を詳述している投資有価証券明細表を参照すること。

投資家が、ファンドが投資しているファンドの基準通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資する場合、投資家の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

投資家が、ファンドが投資するファンドの基準通貨と異なる通貨建ての為替取引付クラス受益証券に投資する場合、ファンドは為替取引付クラス受益証券のために通貨リスクをヘッジする。当該ヘッジは、為替取引付クラス受益証券の通貨リスクのヘッジにのみ使用されるため、ファンドの感応度分析に含まれていない。ヘッジ取引に起因する実現損益は、関連する為替取引付クラスへ割当てられる。ファンドの特定のクラスは、該当クラスの通貨に対してヘッジされる。しかし、関連クラス通貨のヘッジは必ずしも完全なものではなく、各通貨は、当該投資が発行されている通貨の為替変動の影響を受けることがある。

受益証券クラスでの先渡しは、ファンドの主要な戦略部分ではなく、2015年12月31日および2014年12月31日終了年度に関連する重要な未実現評価損益もないため、感応度分析から除外されている。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、ファンドは重大な為替リスクを有していなかった。

(ii) 金利リスク

ファンドは、固定利付証券、金利スワップ契約、金利スワップション、銀行ローンおよび社債に投資することがある。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は契約満了時または有価証券売却時に同等のリターンを確保することができなくなることがある。さらに、現行の金利の変動または将来の予測金利の変更により、保有する有価証券の価値の増減が生じることがある。一般に、金利が上昇すれば確定利付証券の価値は下落する。金利が下落すると、通常、それとは逆の効果が生じる。

ファンドは、希望する通貨建ての確定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、ファンドは重大な金利リスクにさらされなかった。

ファンドの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりであった。

2015年12月31日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	125,449	—	—	215	125,664
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	1,021,198,043	1,021,198,043
その他の資産	—	—	—	16,995,939	16,995,939
資産合計	125,449	—	—	1,038,194,197	1,038,319,646
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	2,915	2,915
投資購入未払金	—	—	—	17,074,813	17,074,813
その他の負債	—	—	—	2,077,388	2,077,388
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	19,155,116	19,155,116

2014年12月31日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	55,886	—	—	83,651	139,537
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	847,374,421	847,374,421
投資売却未収金	—	—	—	12,551,013	12,551,013
その他の資産	—	—	—	14,079,829	14,079,829
資産合計	55,886	—	—	874,088,914	874,144,800
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	3,374	3,374
その他の負債	—	—	—	14,669,559	14,669,559
負債合計（受益者に帰属する純 資産を除く）	—	—	—	14,672,933	14,672,933

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

集団投資スキームへのファンドの投資は、英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、かかるファンドが提供する純資産額に基づいている。集団投資スキームの資産は、通常、独立した第三者である管理事務代行会社または他のサービス提供者によって評価されると推測されるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況がありえる。かかる状況下においては、当該集団投資スキームの管理会社が、かかる有価証券または商品の評価することが要求されることがある。

下表は、株式市場の変動に伴う損益を示した感応度分析である。感応度分析は、他のすべての業種の株価が一定である場合のある業種の株価の変動に基づく。ポートフォリオの合計において、仮定では、すべての業種の株価が同じ割合で同時に下落／上昇する。

株式の市場変動は、先進国市場に対し＋／－20%の変動、および新興国市場に対し＋／－30%で示される。先進国市場とは、ユーロ圏の国々、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、イギリス、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよびアメリカ合衆国である。

その他の価格リスク

株価の変動（上昇／下落）に対するNAVの影響

分野	2015年12月31日		2014年12月31日	
	上昇 (%)	下落 (%)	上昇 (%)	下落 (%)
情報技術	5.8	(5.8)	4.0	(4.0)
金融	4.0	(4.0)	4.9	(4.9)
生活必需品	3.4	(3.4)	2.0	(2.0)
ヘルスケア	3.1	(3.1)	2.5	(2.5)
一般消費財・サービス	2.5	(2.5)	4.4	(4.4)
資本財・サービス	0.4	(0.4)	1.0	(1.0)
その他	0.0	(0.0)	0.9	(0.9)
ポートフォリオ合計	19.2	(19.2)	19.7	(19.7)

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの副投資顧問会社によって管理される。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、ファンドは、取引所で取引される先物を有していなかった。2014年12月31日現在、ファンドは、集団投資スキームを有していなかった。

(iv) 感応度分析の限界

上述の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。

- ・当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行が困難となるリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、あるいは取引相手方またはプライムブローカーの条件または条項に対する違反があった場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下することがある。

ファンドの投資対象には、買戻しに関してファンドが課す制限以上の制限を課している集団投資スキームが含まれる。これには、ファンドが受益者に提供するよりも少ない頻度での買戻し日になる可能性が含まれる。

ファンドの金融資産および金融負債には、店頭デリバティブ契約への投資で、組織化された公設市場で取引されず、流動性が低い可能性のある投資および発行規模の相当な割合を占める可能性のある投資が含まれる。したがって、ファンドは流動性要件を満たすため、あるいは特定の発行体の信用度の低下等の特定の事象に対応するために、投資の一部を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。投資ポジションの強制的な流動化によって金融損失が生じることがある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ファンドは、一般的な流動性のニーズを満たすのに十分なだけの流動性の高い投資対象を含めるよう管理されているが、ファンドの受益証券の大規模な買戻しによって、ファンドは、通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速な投資対象の流動化が要求される可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因により、買戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびファンドの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ファンドの英文目論見書により、日々の受益証券の申込および買戻しの条件が定められているため、ファンドは、受益証券保有者の買戻しに対応するための、流動性リスクを負っている。

下表は、ファンドの純資産の10%を超えて保有する受益者の内訳を示している。

2015年12月31日		2014年12月31日	
受益者	保有率 (%)	受益者	保有率 (%)
受益者 1 *	46	受益者 1	38
受益者 2	17	受益者 2	26
受益者 3 *	14	受益者 3 *	19
受益者 4 *	13	受益者 4	13
その他の受益者**	10	その他の受益者**	4
合計	100	合計	100

* 受益者は販売会社である。

** トラストまたは販売会社の関連当事者を含むことがある。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、負債額のすべては、3か月以内に支払期日が到来する。

2015年12月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額はそれぞれ、7,510,206米ドルおよび7,387,087米ドルであった。

2014年12月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額はそれぞれ、13,417,143米ドルおよび13,409,705米ドルであった。

先渡為替契約は、通常、差金決済である。

資金調達契約は、レポ契約、逆レポ契約、空売り、デリバティブ取引および信用枠を含んでいる。

利用可能なレバレッジ・ポジション向け資金調達の満了または終了、およびレバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動もしくはファンドの資金調達契約に係るアドバンス・レートまたはその他の条件の変更に関する担保設定要件は、ファンドの流動性の向上やレバレッジ・ポジションを維持する能力にマイナスの影響をもたらし、ファンドに重大な損失を発生させる可能性がある。ファンドは、投資拡大、運用費用への充当または取引の決済等の目的で、借入れを行う、またはレバレッジの他の形式（担保付または無担保）を利用することができる。ただし、レバレッジを獲得するいかなる取決めも利用可能であるという保証はなく、利用可能な場合でも、ファンドが受入可能な条件で利用できるという保証はない。経済状況の悪化により、調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限される、または貸手がファンドに信用供与を行わない決定をする可能性もある。

レバレッジの利用もまた、ファンドの資本に係る公正価値のボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させる。

ファンドの資産の時価の下落は、当該資産の時価を基に借入を行った場合に特定のマイナス影響を及ぼすことがある。当該資産の時価の下落により、貸手（デリバティブの取引相手方を含む）がファンドに対して追加担保の設定を求めるか、あるいはファンドにとって最善ではないタイミングで資産の売却を求める可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手方またはファンドの発行体との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、取引相手方、その事業および評判の信用分析を行い、信用度と評判の双方を評価する。承認された取引相手方または発行体の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、ファンドにより締結された店頭デリバティブ契約の中には、スポットの為替契約のみを扱う取引相手方を除き、かかる契約の下で生じる取引の差金決済を認めているものがある。かかる差金決済権によって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行または解約事象が生じた場合はその取引相手方との間の当該契約に基づく店頭契約がすべて解約されてその取引相手方との未収金額および未払金額が純額ベースで清算されるため、かかる契約によって単一の取引相手方との不利な店頭取引の価値の範囲内で、同取引相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

ファンドは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の債務超過、管理、清算またはその他の債権者からの保全手続（すなわち倒産手続）に関連する多くのリスクにさらされる。かかるリスクは以下を含むが、これらに限定されない。

- i. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として扱われていない、保管会社もしくは副保管会社または受託会社に保有するすべての現金（すなわち顧客資金）の喪失。
- ii. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社が、ファンドと合意した手続（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。
- iii. 保管会社側もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、またそのように認識されていなかったファンドの保有していた有価証券（すなわちトラスト資産）、または保管会社もしくは副保管会社または受託会社により保有されていた顧客資金の一部もしくはすべての喪失。
- iv. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社による口座の不正運用、または、倒産処理経費に見合う減額を含む、ファンド資産および／または顧客資金の認識および振替処理による一部もしくはすべての資産の喪失。
- v. 残高振替の受領および関連資産に対する支配の回復の長期の遅れによる損失。

支払不能状態が、ファンドの投資活動に深刻な混乱を招く可能性がある。状況次第では、投資顧問会社は純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止する可能性がある。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、以下の金融資産（デリバティブ金融資産、現金および現金等価物ならびにその他の未収金）は信用リスクに晒されていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の最大信用リスクを最もよく反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は、以下のとおりである。

商品タイプ	2015年12月31日 米ドル	2014年12月31日 米ドル
現金および現金等価物	125,664	139,537
投資信託	44,352,994	—
未収配当金	275,928	318,571
受益証券販売未収金	16,600,000	13,587,661
投資売却未収金	—	12,551,013
先渡為替契約	126,034	10,812
その他の資産	120,011	173,597
合計	61,600,631	26,781,191

(d) 追加的リスク

追加的リスクを含むが、以下に限定されない。

(i) 資本リスク管理

ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産で表される。買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産額は、ファンドが受益証券保有者の裁量に基づく日々の申込および買戻しの対象となるため、日々大幅に変動することがある。資本管理におけるファンドの目的は、受益証券保有者にリターンを提供し他の関係者に利益を供与するため、およびファンドの投資活動の展開を支える確固たる資本基盤を維持するため、継続事業としてファンドが継続していく力を確保することである。

(ii) 集中リスク

ファンドは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがある。投資対象の数が限定されている結果、ファンドの実績が、個々の投資の実績による有利または不利な影響をより大きく受けることがある。

(iii) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。3 ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスク管理を支援するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、副投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

(iv) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一部の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産価額はファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

本財務書類中に開示されていないリスクの詳細は、ファンドの英文目論見書から入手できる。

12. 金融機関

すべての現金および現金等価物は、信用格付けがAまたはそれ以上を有する以下の金融機関に保管されていた。金融機関の格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ／ムーディーズ／フィッチ・インベスターズ・サービスによるものである。

	2015年12月31日	2014年12月31日
金融機関	National Australia Bank	BNP Paribas
		Brown Brothers Harriman & Co.

13. 為替レート

以下の為替レート（対米ドル）が、米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に使用されていた。

	2015年12月31日	2014年12月31日
日本円 (JPY)	120.29500	119.37500

14. ソフト・コミッション

ファンドは、履行のみおよび／または履行および投資調査に関してコミッションを支払うことがある。2015年12月31日および2014年12月31日終了年度について、ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約の締結はなかった。

15. 偶発債務

2015年12月31日および2014年12月31日現在、偶発債務はなかった。

16. 補償

ファンドは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドでは当該契約による請求または損失が過去に発生したことはない。

17. 後発事象

2015年12月31日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

18. 財務書類の承認

受託会社は、2016年3月28日付で本財務書類を承認し、公表後に本財務書類が修正されることはない。

(3) 投資有価証券明細表等

GS 米国フォーカス・グロース
投資有価証券明細表
2015年12月31日現在

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	普通株式		
	米ドル		
1,468,953	Abbott Laboratories	65,970,679	6.47
87,394	Allergan PLC	27,310,625	2.68
116,260	Alphabet Inc, Class A	90,451,443	8.87
634,636	American Tower Corp	61,527,960	6.04
893,102	Apple Inc	94,007,917	9.22
104,354	Biogen Inc	31,968,848	3.14
603,528	BorgWarner Inc	26,090,515	2.56
354,888	Costco Wholesale Corp	57,314,412	5.62
249,821	Equinix Inc	75,545,870	7.41
168,136	Intercontinental Exchange Inc	43,086,531	4.23
273,735	Kansas City Southern	20,439,793	2.01
2,407,715	Kate Spade & Co	42,785,096	4.20
210,092	LinkedIn Corp, Class A	47,287,507	4.64
671,640	MasterCard Inc, Class A	65,390,870	6.42
44,239	Priceline Group Inc	56,402,513	5.53
3,948,294	SLM Corp	25,742,877	2.53
251,110	Vertex Pharmaceuticals Inc	31,597,171	3.10
729,580	Walgreens Boots Alliance Inc	62,127,385	6.10
1,542,418	Whole Foods Market Inc	51,671,003	5.07
	普通株式合計	976,719,015	95.84

保有高/口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資信託*		
	米ドル		
44,352,994	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund, Class X, 0.42%	44,352,994	4.35
	投資信託合計	44,352,994	4.35

トレーディング目的で保有する先渡為替契約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
2016年1月4日	日本円	110,200,000	米ドル	916,424	Brown Brothers Harriman & Co	(343)	(0.00)
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(343)	(0.00)

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
2016年1月28日	日本円	239,403,000	米ドル	1,950,028	Bank of America Securities NA	41,152	0.00
2016年1月28日	日本円	255,855,264	米ドル	2,083,868	JP Morgan Chase & Co	44,150	0.01
2016年1月28日	日本円	255,855,264	米ドル	2,087,285	State Street Bank & Trust Co	40,732	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						126,034	0.01

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
2016年1月28日	米ドル	153,370	日本円	18,662,000	State Street Bank & Trust Co	(1,847)	(0.00)
2016年1月28日	米ドル	321,802	日本円	38,777,851	JP Morgan Chase & Co	(725)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(2,572)	(0.00)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式合計	976,719,015	95.84
投資信託合計	44,352,994	4.35
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	126,034	0.01
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(2,572)	(0.00)
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(343)	(0.00)
その他の資産および負債	(2,030,598)	(0.20)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	1,019,164,530	100.00

2015年12月31日

産業集中	評価額 (米ドル)
一般消費財・サービス	125,278,124
生活必需品	171,112,800
金融	205,903,238
ヘルスケア	156,847,323
資本財・サービス	20,439,793
情報技術	297,137,737
合計	976,719,015

*関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

GS米国フォーカス・グローブ
投資有価証券明細表
2014年12月31日現在

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	普通株式		
	米ドル		
462,505	American Tower Corp	45,718,619	5.32
441,707	Anadarko Petroleum Corp	36,440,828	4.24
78,143	Biogen Idec Inc	26,525,641	3.09
1,453,439	CBRE Group Inc, Class A	49,780,286	5.79
246,254	Celgene Corp	27,545,972	3.20
247,164	Costco Wholesale Corp	35,035,497	4.08
1,679,327	EMC Corp	49,943,185	5.81
221,306	Equinix Inc	50,176,709	5.84
207,681	Intercontinental Exchange Inc	45,542,367	5.30
345,846	Kansas City Southern	42,203,587	4.91
1,449,989	Kate Spade & Co	46,414,148	5.40
177,937	LinkedIn Corp, Class A	40,873,908	4.75
934,296	Mylan Inc	52,666,266	6.13
1,703,914	Navient Corp	36,821,582	4.28
39,129	Priceline Group Inc	44,615,277	5.19
398,984	PVH Corp	51,137,779	5.95
440,202	QUALCOMM Inc	32,720,215	3.81
3,327,838	SLM Corp	33,910,669	3.95
991,610	Whole Foods Market Inc	49,996,976	5.82
676,652	Yum!Brands Inc	49,294,098	5.73
	普通株式合計	847,363,609	98.59

トレーディング目的で保有する先渡為替契約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
2015年1月5日	日本円	57,800,000	米ドル	479,827	Brown Brothers Harriman & Co	4,375	0.00
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						4,375	0.00

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
2015年1月5日	米ドル	39,014	日本円	4,700,000	Bank of America Securities NA	(359)	(0.00)
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(359)	(0.00)

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
2015年1月15日	日本円	4,700,000	米ドル	39,017	Bank of America Securities NA	359	0.00
2015年1月15日	日本円	30,809,141	米ドル	258,011	UBS AG	106	0.00
2015年1月15日	米ドル	145,968	日本円	16,924,000	State Street Bank & Trust Co	4,180	0.00
2015年1月15日	米ドル	172,163	日本円	20,486,000	JP Morgan Chase & Co	532	0.00
2015年1月15日	米ドル	309,569	日本円	36,800,000	Morgan Stanley	1,260	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						6,437	0.00

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
2015年1月15日	日本円	25,740,777	米ドル	216,035	Royal Bank of Canada	(379)	(0.00)
2015年1月15日	日本円	462,540,000	米ドル	3,875,885	JP Morgan Chase & Co	(741)	(0.00)
2015年1月15日	日本円	469,931,819	米ドル	3,937,179	Merrill Lynch	(106)	(0.00)
2015年1月15日	日本円	469,931,819	米ドル	3,938,862	State Street Bank & Trust Co	(1,789)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(3,015)	(0.00)

投資合計	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
普通株式合計	847,363,609	98.59
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	6,437	0.00
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	4,375	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(3,015)	(0.00)
トレーディング目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(359)	(0.00)
その他の資産および負債	12,100,820	1.41
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	859,471,867	100.00

2014年12月31日

産業集中	評価額 (米ドル)
一般消費財・サービス	191,461,302
生活必需品	85,032,473
エネルギー	36,440,828
金融	211,773,523
ヘルスケア	106,737,879
資本財・サービス	42,203,587
情報技術	173,714,017
合計	847,363,609

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

V. お知らせ

特記事項はありません。